

協議・確認

「下水道事業の取扱いについて」

協議確認内容

- 1．下水道使用料については、合併後3年を目途に審議会に諮って新料金を設定する。ただし、新料金設定までに間は、それぞれ旧町の例による。
- 2．受益者負担金の額、納期、一括納付報奨金については、愛知川町の例による。
- 3．水洗化促進に係る事業については、愛知川町の例による。
- 4．下水道審議会については、新町において速やかに設置する。

以上が協議・確認されました。

提案 協議36号 下水道事業の取扱い

| | | 秦荘町の現状 | | 愛知川町の現状 | | 具体的な調整方針(案) | |
|------------------------|------------|--|-------------|--|-------------|--|--|
| 下水道 使用料 (1ヶ月あたり) | | 基本料金 1,200円(10人以下) 汚水ます管理料金 300円 人数加算 70円×7m³×人数 (消費税除く) | | 基本料金 1,200円(10m³まで) 一般排水 130円(11~30m³) (1m³につき)140円(31~50m³) 150円(51~100m³) 160円(101m³~) 特定排水 210円(751m³~) (消費税除く) | | 下水道使用料については、合併後3年を目途に審議会に諮って新料金を設定する。ただし、新料金設定までの間は、それぞれ旧町の例による。 | |
| 受益者負担金 | 金額 | 均等割り 130,000円 ただし、均等割り減免 200m²以下 60% 200~300m² 40% 1,000m²以上 猶予あり 単位負担金額(1m²当り)260円 | | 均等割り なし 単位負担金額(1m²当り)460円 | | 負担金の額は、愛知川町の例による。 | |
| | 納期 | 3年 30期 (6月から翌年3月までの年10期) | | 5年 20期 (7.9.12.3月の年4期) | | 負担金の納期については、愛知川町の例による。 | |
| | 一括納付報奨金 | 一括納付する期間 | 一括納付金額に乗ずる率 | 一括納付する期間 | 一括納付金額に乗ずる率 | 一括納付報奨金については、愛知川町の例による。 | |
| 1年 | 100分の3.15 | 1年 | 100分の4 | | | | |
| 2年 | 100分の7.35 | 2年 | 100分の9 | | | | |
| 3年 | 100分の11.55 | 3年 | 100分の14 | | | | |
| | | 4年 | 100分の19 | | | | |
| | | 5年 | 100分の24 | | | | |

| | | | | | |
|----------|-------------|----------------------|----------------------------|-------|----------------------|
| 水洗化に係る事業 | 排水設備資金融資あっ旋 | 排水設備資金融資あっ旋 | 水洗化促進に係る事業については、愛知川町の例による。 | | |
| | 融資対象者 | 公示された日から5年以内に、工事を行う者 | | 融資対象者 | 公示された日から3年以内に、工事を行う者 |
| | 融資限度額 | 10万円以上100万円以内 | | 融資限度額 | 10万円以上100万円以内 |
| | 融資件数 | 1人当たり2件を限度 | | 融資件数 | 1人当たり2件を限度 |
| | 融資期間 | 60月以内 | | 融資期間 | 60月以内 |
| | 融資利率 | 年利3.00パーセント | | 融資利率 | 年利3.00パーセント |
| | 償還方法 | 元利均等月賦償還 | | 償還方法 | 元利均等月賦償還 |